

## 論 説

# 富国強兵日本の来歴

田 村 安 興

### 目 次

はじめに

1. 富国強兵の語源をめぐって
2. 幕末の富国強兵論
3. 明治初期の政界と富国強兵論
4. 民権派諸紙にみる富国強兵論
5. 議会開設後の富国強兵論
6. 富国強兵と国民経済

おわりに

### はじめに

総じて為政者が掲げるスローガンほど現実とかけ離れているものはない。それは単なる目標である場合がほとんどであるが、明治初期のスローガン、富国強兵もそうであった。富国強兵が叫ばれた時代は歴史的な低軍備の時代であり、国が貧しい時代であった。日本で富国強兵が主張された時代は幕末期以降であるが、いったい富国と強兵は如何に定義されるべきか、また富国と強兵はどのような関係にあるのか、また日本で如何に議論されてきたのかについて明確な整理を管見では知りえない。しかし、中国では古代戦国時代から富国強兵について賢人が論じていた。

ヨーロッパでは絶対主義の国家が重商主義の時代において富国強兵を行った。

この時代には植民地を支配しつつ商工業を保護育成し、貿易の振興によって富を手にいれようとした。ヨーロッパ列強は、海外市場として植民地を求めて争った。日本はアジアの辺境から欧米列強を目指した後発型絶対王政の国家としてスタートし、後発型であるが故に身の丈に余る富国強兵策を自ら強いた「近代国家」であった。

明治初期から富国が先か強兵が先かの議論はあった。しかし時代は約半世紀を経た昭和初期、富国を忘れ強兵が陸軍の自己目的になった。旧関東軍には作戦主任参謀の石原莞爾という人物がいた。石原莞爾は関東軍による満蒙領有計画を立案し、1931年に板垣征四郎らとともに満州事変を実行した満州事変の首謀者である。石原は日米の経済格差を直視し、富国を伴わない強兵策には反対した事で再評価されている。石原が長期的立場に立った富国主義者であったのかは疑問であるが、少なくとも日米の国力の差は精神力や愛国主義で埋められる格差でなかったことは強く認識していた。

強兵とは軍事力増強策であるが、軍事力増強と実際の戦争行為は異なる次元にあることは当然である。従来日本では軍事費の増強は国民経済にとってマイナスと見られてきた。富国と強兵とは相反するという考え方である。しかし、軍事の増強が国民経済に及ぼす影響について、従来日本の経済史の研究者はこれを無視してきた。軍事力増強は国民経済といかなる関係にあるのか、また軍事力増強は経済成長に如何に波及するのか、これらについて近年の研究がある。<sup>1</sup> 歴史的事実についてこれを実証的に明らかにするには詳細な検証が必要である。

本稿が対象とする時期は富国強兵論が日本で最も議論された明治初期を対象とするために、軍事費に関する立ち入った経済的分析を行うにはデータ上の制限がある。従って本稿の目的は以上の事を課題としながら、従来日本の富国強兵論に関する諸説を検討して日本の軍国主義の来歴を明らかにし、かつ明治初期の国民経済における軍事費の意味を示すことにある。

---

<sup>1</sup> 『防衛の経済学』T. サンドラー, K. ハートレ Todd Sandler, Keith Hartley 深谷 庄一訳 日本評論社

## 1. 富国強兵の語源をめぐって

明治政府は、「富国強兵・殖産興業をスローガンに日本の近代化を実現した」とは多くの教科書に書かれている記述である。しかしその言葉は今日伝えられるほど幕末・明治政府において政策を表現する用語として使用されてはいる訳ではなかった。<sup>2</sup>むしろ後世の人々がこの時代を振り返って使われる事の方が多かった。

富国強兵という用語自体は幕末以降何人も否定できなかったが、その意味するところは人によって異なった。富国強兵という語は幕末の学者が中国の故事を引用してこれを流布させたものであり、日本から朝鮮半島の政治家にもこの言葉が伝播した。

従来征韓論をめぐる政府内部の対立を内治派と外征派として、内治派＝殖産興業、外征派＝富国強兵と捉えられてきた。富国強兵自体は強兵を主たる目的とした強兵策として理解されてきた。ただし彼らの対立は派閥争いの域を出るものではなかった。

富国強兵なるスローガンが実際に国論を二分するようになるのは帝国議会開設時であった。明治23年第1回帝国議会は富国強兵か民力休養かの対抗軸が大きな論点になった。明治20年代の日本では、民力休養と富国強兵を矛盾する言葉として考えられていた。今日の歴史学者も明治政府が軍事力増強政策と財政膨張政策をとり国民生活を犠牲にしてきた、これは民党と藩閥政府が対立した経済的背景があったとする見方が多い。しかし、不換紙幣や政府紙幣の発行、国債、外債の発行を原資とする公共投資、軍事投資、インフラ整備、基幹産業育成策は有効需要を生みその後の国富の増大に繋がったとする見解は従来ほとんどなかった。そのことへの理解なくしてこの時期の政治史を理解することはできない。

古来中国では富国強兵とは、国家の経済を発展させて軍事力の増強を促す政

---

<sup>2</sup> 大久保利通「殖産興業に関する建議書」明治6年

策を意味した。富国強兵という言葉の語源は国富の増大と軍事力増強とは相連携するという考え方があった。まず中国における富国強兵の語源を遡ろう。

中国では、春秋戦国時代には各国が諸子百家と呼ばれる思想家たちから人材を登用して政を行った。富国強兵とは文字通り、国を富まし兵を強くする事であるが、中国古典のニュアンスは幕末維新时期日本で用いられた用語と若干趣を異にしている。

中国の戦国時代には7つの大国がせめぎ合う時代となっていた。諸侯やその家臣が争っていくなかで、富国強兵をはかるためのさまざまな政策が必要とされた。この時代には各国が諸子百家と呼ばれる思想家たちから人材を登用し、騎馬戦術や戦車などの新兵器を導入して軍事改革を行った。諸侯は彼らを客としてもてなし、その意見に耳を傾けた。

秦の始皇帝の戦略について富国強兵の語源となる以下の文書がある。

「戦国・秦策」には「欲富国者務広其地欲強兵者務富其民欲王者務博其徳三資者備而王随之矣」とある。史記 張儀列伝にも富国強兵の語源として同様の記述がある。これは、秦の臣司馬錯の言葉であり、秦の恵王がその言葉に従ったとされている。秦の臣司馬錯、宰相の張儀との秦の恵王の前で以下のような論争をした。張儀は次のように言った。「辺境の蜀を討つのは兵を疲れさせ民を労させ、名声を成さぬ」王は近くの国を固め、国の利益は国内の市場で得ることによって実現するといったが、司馬錯はこれを批判し大要、次のように言った。「国を富まさんと欲するものはつとめてその地を広め、兵を強うせんと欲するものはつとめてその富を富まし、王たらんと欲すものはつとめてその徳を博む。」広い土地、富める民、博い徳が備わって王者に付き随う。いま王の土地は狭く民は貧しい、だから民はたやすいことをする。蜀は辺境の国で内乱がありこれを攻めるのは簡単だ。国を富ますためには土地を広げよ、強兵のためには民を富ますことをすすめよ。この時代の生産力の大半は土地からあげられていたので国富の源泉は土地であった。一方で軍事力を強くするためには国民が裕福でなければならない。これは国富の拡大が軍事力の源泉であるという教えである。司馬錯は「土地」「人民」「国土」など実利を得ることに主眼を置いている。秦王恵文君は司馬錯の討蜀論を支持した。戦には君主の徳を増すこと

が重要であること、強兵は民を富ませ国富を増強することによって実現されることを説いた。同書の教えは富国と強兵は相関し、国富の増大が軍事力を強化し、軍事力の強化が富の源泉である国土を拡大する。国富も強兵も為政者の徳を増大させなければならぬと説いたことにある。

張儀らの富国強兵論が徳治主義と仁の哲学があったのに対して、同じく戦国時代前期秦の政治家、商鞅は法治主義から富国強兵を説いた。商鞅は『商子』において国を富ます方策と強兵の方策のバランスを強調した。商鞅は法律の制定による国家統治を重視し、その結果、富国強兵が実現した。富国策として重視することは農本主義であり、商業を軽視した。強兵策は厳格な賞罰主義をとりいたずらに愛国心に頼ることを否定した。兵力を強化しなければ国富は富み、富国策と強兵は矛盾すると考えた。<sup>3</sup> この商鞅の思想は日本の戦後の基本的な政策と同様であった。戦後政治は憲法9条と日米安保の下でアメリカの核の傘を借り最小の軍備で、最大の経済成長を進めたとみなされ、それが保守合同以後の保守本流の戦略であった。

## 2. 幕末の富国強兵論

幕末維新の富国強兵論には春秋戦国時代のような君主の徳から富国強兵論を論ずる哲学や、国民の富と軍事力の相関、厚生経済の視点はなかった。実際は政府紙幣の発行や積極財政は有効需要を生み結果として富国策に帰結した。

明治以来の日本には富国と強兵が内治・外征と相互に関連し連動するという思想は欠如していた。日本の富国強兵策は、強兵を目的とし、専ら西洋列強の弱肉強食への対抗論から出発しており、それ以上ではなかった。幕末維新期の富国強兵論を見てみよう。

専ら強兵が強調された幕末の富国強兵論で大きな社会的影響を与えたのは林子平であった。『海国兵談』第一巻「水戦」において如何にして日本を海外からの植民地政策から守るかという課題を、子平は自序で国内外の情勢を記し、

---

<sup>3</sup> 商鞅『商子』中国古典新書 明德出版社 昭和45年 60頁～70頁

以下のように日本海岸総軍備の必要性を述べた。「外寇ヲ防グノ術ハ水戦ニアリ、水戦ノ要ハ大銃ニアリ、此ニツヲ能ク調度スル事（中略）海國とハ何の謂ぞ、曰地續きの隣國無して四方皆海に沿る國を謂也（中略）海國の武備ハ海邊にあり、海邊の兵法は水戦にあり、水戦の要は大銃にあり。是海國自然の兵制也」<sup>4</sup>

子平の考え方は異国からの侵入に対する国防の性格を持っており、国内における大名同士、または幕府の支配体制に対する反抗というような内乱、擾乱、内戦の場合を予想していない。しかし、江戸湾岸防備の緊急性を説いたのは彼が最初であり、対外問題の切迫をいち早く海防論に強い対外的危機感を与えた。

幕末の論客で富国強兵を説いた人物は会沢正志斎であった。会沢正志斎は『時務策』において「富国強兵ノ政行レテ士気ヲ磨励」「富強ノ国トナリテ、神州ノ武威海外ニ輝ンコト」を以下のように訴えた。

国家厳制アリテ外国ノ往来ヲ拒絶シ給フハ、守国ノ要務ナルコト勿論ナレドモ、今日ニ至テハ、マタ古今時勢ノ変ヲ達観セザルコトヲ得ザルモノアリ。東照宮ノ御時、西洋ノ邪教人心ニ大害アルコトヲ深察シ給ヒ、嚴禁ヲ設ケ邪徒ヲ尽ク殺戮セラレシガ、其根柢未ダ絶ズシテ、寛永ノ変起ルニ及テ外国ヲ拒絶シ給フコト、号令嚴肅ニシテ今ニ至ルマデ国家ノ厳制タリ。然ニ近時、外夷シバシバ來テ通信ヲ請フ。幕府ニテモ通信ノ事ニハ其弊ナシトセラル、ニモアルベカラザレドモ、時勢ヲ斟酌アリテ權宜ノ道ヲ用給ヒシナルベシ。天下ヲ治ルニハ時ヲ知ルヲ要ス。通好シテ外患ナキ時ハ、人心怠惰ヲ生ジ兵力弱ク外侮ヲ受テ、彼ガ心ノ儘ニイカナル事ヲ要求センモ測リ難シ。富国強兵ノ政行レテ士気ヲ磨励シ、彼ヨリ和ヲ破ルコトアラバ、速ニ打破ルベシトノ氣焰アラバ、彼ガ虚喝ヲ畏レズ、天下衰弱ニ至ラズシテ不虞ノ變ニ応ズベシ。海内ノ百姓皆升平ノ徳沢ヲ蒙リ、其生ヲ安ジテ世ヲ渡ルハ、天下ノ至慶ナリ。然ヲ今、輕易ニ事ヲ生ジテコレヲ兵火ニ苦シメントスルハ何ノ心ゾヤ。今万民下ニ安堵シ、上ニハ幕府ノ廟議、富国強兵ノ政、大果斷アリテ、天下ノ耳目一新ス。コレヨリ富強ノ国トナリテ、神州ノ武威海外ニ輝ンコト、伏テ庶幾フ所ナリ。<sup>5</sup>

会沢正志斎はまた『新論』で日本史の中で兵制の変化を大要以下のように述

<sup>4</sup> 林子平『海国兵談』寛政3年

<sup>5</sup> 会沢正志斎『時務策』『日本思想大系 53』岩波書店 昭和48年

べた。<sup>6</sup> 日本の兵制は変化した。古代は兵器が神社にしまわれており、神事から分離し人事となったことが国家の兵制の始まりである。次いで軍団による世襲の兵制となった。土着の武士が土地を失って城下に住むようになった。会沢は、古代の兵制は神社 兵事が神事から離れて人事に武家に土着の武士がなくなり武士は土地を失ったという3つの変化があったと述べた。『新論』では武家社会は強兵ではなく弱兵の時代であり、武士が弱体化したために兵制改革の急務を説いた。富国のためとして都市経済の発展と米穀流通政策に言及した。会沢は武士が土地を離れ弱体化したが再び知行地に戻れとは言わない。兵制改革を唱えたのみである。すなわち各藩の貢納を江戸に集中する事をゆるめ藩の強兵を進める、但し外夷を打ち払うことが目的であり、一藩のためではなく国のためである、兵器は公器であり私有物ではない、と述べた。鎖国制度を守るために夷狄に対する神州日本の名分論的優位を論じて攘夷を主張した。

維新の指導者の師であった吉田松陰は「北は満州の地を割き、南は台湾・呂宋の諸島を収め、進取の勢を示すべきである」<sup>7</sup>と唱えたナショナリストであった。その松陰が国家主義に目覚めたのは水戸で会沢正志斎に会い、統一国家、皇国としての日本の観念を教えられてからであったと言われる。松陰の侵略主義は松陰自らが雄略と名付けた。それは主権の領域を画定する国家の権利、国権の及ぶ範囲であり、国家の利益線につながった領域であった。松陰の侵略主義的国家観は幕末国学運動や会沢の富国強兵論からの必然的な帰結であり、この時期において松陰ほど明確な文章で侵略的ナショナリズムを語った人物はいなかった。これ以後の富国強兵論やナショナリズムに関する議論は防衛的な議論にとどまった。これ以降帝国議会開設後の山県有朋までの富国強兵論は、列強からの海防や欧米列強中でもロシア、清国からの防衛論とその前線である「無礼」な外交を続けた鎖国主義の朝鮮に対する侵攻論にとどまっており、アジア全域を視野に入れた富国強兵論は松陰以後明治20年代以降の山県有朋を待たねばならなかった。

国民国家としての日本が軍備増強を本格的に主張するようになったのは明治

<sup>6</sup> 会沢正志斎『新論』『日本の名著 29』中央公論 昭和49年 316頁～322頁

<sup>7</sup> 吉田松陰『幽囚録』

以降であるが、幕末において西洋列強との対峙において、防衛論としての軍事力増強に関する議論があったが、幕末の諸藩における富国強兵は幕府権力からの離脱を前提とした富藩強兵論であり、幕末の富国強兵論はまず「富幕(幕府)強兵論」として論じられた。これに対する「富藩強兵論」は開港以降の西南雄藩において台頭し倒幕に帰結した。

幕府と諸藩の強兵策は西洋砲術導入、反射炉建設、台場築造が進められた。これは西洋の進んだ軍事技術の導入・国産化を目指したものであった。諸藩では西洋列強への防御策を念頭にしたものであったが、諸藩の富国強兵は倒幕と両刃の剣であった。諸藩の富国強兵策は佐賀藩、宇和島藩、長州藩、などにおいて成果をあげていたが、富国策としては国産品の貿易を藩が推進した。薩摩の集成館事業、土佐の開成館事業と土佐商會がそれぞれであり、維新後の政府事業の嚆矢でもあった。

### 3. 明治初期の政界と富国強兵論

維新政府の最初の外交問題は列強との条約改正問題とアジア周辺外交であった。条約改正問題は岩倉使節団派遣による交渉が失敗し、他方アジア周辺外交は、琉球処分、征台の役の後征韓論争が生じ、政府中枢内の岩倉使節団の随行グループと留守居組との権力闘争が朝鮮への使節派遣を巡る権力闘争として表面化した。この権力闘争の表向きは富国強兵を巡る政策論の様相を呈していた。この権力闘争に関して、西郷隆盛、板垣退助は外征論、大久保利通は殖産興業論を説いたと言われてきた。岩倉使節団の一員として欧米を視察して帰国した大久保利通は、政権の実権を握ると、強兵の裏付けとしての富国をより重視した政策を追求するようになったといわれた。貿易の振興、民業補助、勸業・勸農政策であるが、政策論として強兵と富国に対立軸があったわけではない。また西郷隆盛による軍事優先的と、大久保の内治優先政策との対抗があったわけでもない。彼らの闘争は政府内の職務を表向きの理由とした派閥権力闘争の域を出るものではなかった。内治政策は岩倉使節団派遣時代から官僚によって着手されていた政策であり強兵策も明治初年から一貫して推進された。



明治6年、政府内における征韓論をめぐる対立の結果、西郷隆盛、江藤新平、板垣退助ら征韓派が破れて下野すると、征韓論の断行や士族特権の回復を掲げた大規模な士族の叛乱が続出した。殊に西南戦争は、九州各地を中心に不平士族が西郷軍に呼応したため、最大規模の叛乱となった。しかしながら、これらの叛乱は、いずれも政府軍によって鎮圧された。

従来、明治初期、大久保・伊藤ら政府主流派は内治派＝富国派であり、西郷・板垣派（民権派）は外征派＝強兵派であるとみなされてきた。第1回帝国議会における対立はこれとは逆であり、政府の富国強兵策に民党が民力休養を唱えた。しかし、彼らはいずれも政治家であり、富国強兵論は攻争の一つとして議論されてきた事を念頭にしなければならない。富国強兵策が国策となるためには、幕末以降だれしも否定できないスローガンであっただけに権力闘争を経て中央集権化を図った後、はじめて国体護持のスローガンとなった。

大久保らは、西郷・板垣らと対立し明治6年政変で彼らを失脚させた。そして明治6年（1873年）、内務省を設置し初代内務卿として地租改正や徴兵令などを実施して構築された日本の官僚機構は大久保によるところが大きい。明治5年には、徴兵制が施行され、士族の特権は、排除されることとなった。

征韓論争の際の内治派、外征派という後世の評価は、当時の派閥争いの性格を見落とす事に繋がる。富国強兵派、民力休養派の対立も派閥争いにすぎなかったが故に民党も安易に妥協した。

明治国家は西郷隆盛による軍事優先的な政府のスタンスと、大久保の内治優先政策の対立があったという従来の説があるが、事はそれほど単純ではない。内務省創設や経済財政政策を担ってきた大久保が内治を云々する事は立場上当然であった。他方、板垣や江藤、西郷らは各藩の不平士族の声をバックにしていた。板垣や西郷の政治力は近衛兵や藩内の士族をバックにしており、明治初年の財政状況を考慮することなく軍拡を唱えることには彼らの立場から当然の帰結であった。大久保ら後の官僚派は決して反強兵策としての内治優先策ではなく、派閥争いの結果としての反征韓論であった。征韓論争後の江華島条約による朝鮮半島への侵攻は、軍による軍による挑発、政府の追認、統治権の確立という昭和初期の大陸侵攻と同じ構図が江華島条約後見ることができる。ただ

し、壬午・甲申事変後、民権派を含めて国論が国権論に傾斜した時期において最も慎重であったのはむしろ伊藤、井上を中心とした藩閥政府であった。西南戦争後の明治10年代から帝国議会開設後までの時期において、このときの政府中枢は直接の軍事的行動には慎重であったが、積極財政によって一貫して軍事力増強を行った。明治初期の高官の議論からこの時期の国策の論点を見よう。

明治初年大村、木戸は徴兵論、岩倉、大久保は藩兵論を主張したと言われたが、大村益次郎は以下のように朝廷の軍の強化を訴えた。「兵ナシ、無力ナリ(中略) 朝廷軍務工御分配之内、十分ノ四ヲ兵器貯蓄並ニ積金トス」<sup>8</sup>

明治2年、軍に関する集議院の意見分布は表1の如くであった。海軍増強論が多かったがこの集議院の意見が実際の政策を左右するものではなかった。

表1 集議院答議 軍に関する意見(明治2年) (人)

陸軍ハ略備レリ、宜ク海軍ヲ急トスベシ	19
皇国ヲ三大部ニ分チ、二軍更張ノ策ヲ立ツベシ	19
諸藩及ビ中下大夫ヨリ兵ヲ貢セシメ、諸守備ニ充テ、海軍ハ諸藩ヨリ其費用ヲ弁ゼシムベシ	19
軍艦銃器ハ伝習ヲ受ケ皇国ニテ製スベシ	18
輸入輸出税ヲ海軍費ニ充ツベシ	15
政教ヲ明ニシ、国ヲ富マスマヲ用ス	5
兵学校ヲ立ツベシ	1
英仏ノ中ヲ取捨シテ、皇国式トスベシ	1
海軍ヲ急務トス	1
各藩並ニ中下大夫ヲ選ミ親兵トス	1

木戸孝允は三条実美、岩倉具視宛の明治2年2月1日書簡において、「征韓之儀」として隣国との軍事外交問題について以下のように述べた。

「弥征韓之儀御一決相成り箱館稍平定仕上は朝廷之御備早々御手を被為着只偏に朝廷の御力を以韓地釜山府へ一港を被開是元より物産金銀等之御利益は有る之間敷却而御損失とは奉存候得共皇国之大方向を相立億万蒼生之目をして大興起し萬世に維持仕候外に別策は有之間敷」<sup>9</sup>

<sup>8</sup> 大村益次郎意見書「朝廷之兵制」明治2年

<sup>9</sup> 木戸孝允による三条実美、岩倉具視宛 明治2年2月1日書簡 522頁「木戸孝允書簡」【日韓外交史料1】原書房 昭和41年 所収

大久保は明治6年征韓論争の際の意見書において、もっとも筋道の通った朝鮮の役反対の論陣を張った。大久保が反対した理由は大要以下の6点であった。

① 政府の基礎ができていない ② 新規紙幣発行や外債による財政問題 ③ 貿易が輸入超過であり貨幣が流出 ④ 英国からの外債依存によって先進国に従属する ⑤ 条約改正問題を優先すべき ⑥ 政府の諸業を起し富強の道を計る

「多くは数年の後を待ち皆一朝一夕の能く効を致す所に非ず朝鮮の役を起す可らず」、と述べた。

「即今政府の諸業を起し富強の道を計る多くは数年の後を待ち成功を期したる者にして即海陸文部司法工部開拓等の諸業の如き皆一朝一夕の能く効を致す所に非ず必ず若干の歳月を期し順を踏み序を遂て其成功を全するを勉めざるを得ず然るに今無要の兵役を起し徒に政府心力を費し巨万の歳費を増し幾多の生命を損し庶民の疾苦を重ね終に他事を顧ること能はざる時は政府創造の事業悉く半途にして廃絶し再度手を下すに至りては又新たに事を起さ、るを得ず（中略）今創造の事業悉く水泡に属し（中略）朝鮮の役を起す可らずとするの三なり」<sup>10</sup>

江藤新平は朝鮮への西郷派遣に関して最も強くこれを主張した。江藤は岩倉宛の書簡において、西郷が朝廷の権威にかかわる道理ある主張を必死に語ったと述べた。

一朝鮮は野蛮に付若し西郷を殺さんの患に有之に付其使節を手順を立候上の事と申儀は為国家必死を以なすの人を御待遇被遊之道にて有之間敷又英雄を御するの方に而も有之間敷奉存候今日之処は同人請求御決定の通り速に御許し有之其上方之儀御相談被為在儀可然奉存候或又討鮮之儀は名義十分に付西郷之不服を御願み無之使節御取止め即今より直に討鮮御決定其運び有後候は、是は又一條の道理にて御座候

一西郷も既必死に而有之候使節として御差立も無之又辞職も御開立無之左候て若し今日も御決定延し相成候は、事情困難左候て兩殿下御威権に相欠け候而ならず即ち朝廷之御威権にも致関係候義に付其為国家不堪憂苦に付極御内々前文之次第申上候乍序又々申上條先日被為召候節も兵権之事を略申上條は其方略も聊有之候故申上候事に而尚御注意被遊度奉存候此段憂苦之余り無忌憚其上昨日も申上條事を又々繰返し申上候

<sup>10</sup> 大久保利通意見書 明治6年10月

且又塗扶等失敬之至御免覽奉伏願候頓首再拜

第十月十五日<sup>11</sup> 右大臣殿 新平

西郷隆盛は三条実美宛の意見書においてあからさまな国権侵害であり、国辱であると主張した。日本人が最も好む恥の文化を体現した主張であり、以後日本の各戦争時における開戦の辞には必ず「後生までの汚辱、国辱」という言葉が使われる。征韓論争直後における、壬午・甲申戦争における民権派による政府攻撃、日清、日露、満州事変まで続く開戦の理由は国辱であった。以後西郷は国辱のために身を犠牲にし日本のナショナリズムのために戦死した最初の英雄となる。西郷隆盛は明治6年8月三条実美宛の意見書において「今日彼が驕誇侮慢の時に至り始を交じ因循の論に涉り候而者天下の嘲を蒙り誰あつてか国家を隆興する事を得んや（中略）後生までの汚辱（中略）国辱」<sup>12</sup>と述べた。

木戸孝允は明治初年において国書受け取り拒否に始まった朝鮮無礼に最初に征韓論を唱えたが明治6年の論争の際にはこの主張を転じ、「内国は本なり外属は末なり（中略）二国を謀るらば之を数年の後に期する」と以下のように述べた。

明治6年8月木戸孝允意見書 「台湾の暴挙を我が琉球人に加ふる其無情なる固り師を以て問ふへし朝鮮の我が交款を承けざる其無礼なる固より兵を挙て伐つつへし二国の事一に我が今日の憤辱に掃するもの（中略）今日の急務は節儉を主として財務を經理するより要なるはなし然るを今果たして二国（台湾・朝鮮筆者）の事に従ふや行軍の資其計賁られず其速に勝つや則ち善後の策なく其の速に勝たざるや則ち持久の力なく二者の会計を敗るも其幣両ながら免る、能はず其れ亦何れの日を以て国力を養はんや所謂方略の未だ整はざるもの其れ如此嗚呼国を治るに其義務を害し兵を用ふるに其方略を失ひ国家の幅を求めんと欲して隅々以て其禍を速ねく豈に思はざるへけんや（中略）内国は本なり外属は末なり本を措て末に投すをは果て其策の長するものにあらず伏して願はくは首として我が治務を励まし我が国力を厚くし名を正しくして而して徐助やかに二国を謀るらば之を数年の後に期するもの其れ以て遅しとせんや」<sup>13</sup>

<sup>11</sup> 江藤新平岩倉宛書簡 明治6年10月15日

<sup>12</sup> 西郷隆盛「三条実美宛意見書」明治6年8月3日

<sup>13</sup> 木戸孝允意見書 明治6年8月

岩倉具視は最終的に天皇への意見書を提出した。岩倉の意見書は、三条が征韓論賛成を撤回し体勢が決した後、天皇に経過を説明した最終的に裁断を仰いだ文書である。明治6年8月18日三条は岩倉宅において朝鮮への西郷派遣を容認した発言を撤回し、18日使者を岩倉宅に送り病気を理由に職務を執行できない旨を告げ次のように述べた。「国ノ大事ニ任シテ意見ノ一ナラス恐悚ニ堪ヘサルノ旨ヲ謝シ再ヒ事ヲ執ル能ハサル旨ヲ告ク」岩倉は三条の太政大臣の職務を代行し、天皇に聖断を請うた。大要は ①「朝鮮国我ト隣好ヲ修スル茲ニ数百年彼レ非礼ヲ我ニ加フレ」 ②「幕府衰弛ノ時ニ際シ條約対等ノ例ヲ得ス国権ヲ奪ハレ国威失スル」 ③朝鮮の非礼は「是我カ国権ヲ損スルナリ使ヲ発スルノ日乃戦ヲ決スルノ日ナリ是即軍国ノ大事」 ④「我国文明ニ進歩セントスルノ名アツテ富強ノ実未タ備ラス」 ⑤「西郷参議独リ速ニ使ヲ遣ル事ヲ主張ス」<sup>14</sup> というものであった。

「臣具視謹テ天皇陛下ニ白ス抑各国締交ノ始メ幕府衰弛ノ時ニ際シ條約対等ノ例ヲ得ス国権ヲ奪ハレ国威失スルヲ以テ人心乖戾シ国政整ハス或ハ金瓶一欠アラシム事ヲ恐ル是ヲ以海内一致同心協力国権ヲ復シ国基ヲ固クシ保安ノ道ヲ尽サントス此レ先帝ノ遺言ニシテ陛下モ亦神明ニ誓ヒ期シ玉フ所ノ聖旨ナリ故ニ大政維新ノ初ヨリ忠藩義国ノ士及草莽ノ輩ニ至ルマテ国事ニ死スルモノ其幾千（中略）維新以来僅ニ四五年ノミ  
 国基堅トスルニ非サルナリ政理整トスルニ非ルナリ治具備ルニ似タリト雖トモ警虞難測今ノ時ニカテ未タ軽ク外事ヲ図ルヘカラサルナリ」「然雖朝鮮国我ト隣好ヲ修スル茲ニ数百年彼レ非礼ヲ我ニ加フレハ我安ソ受テ止ムヘケン。非礼ヲ我ニ加フレハ我安ソ受テ而止ムヘケン且遣使ノ議已ニ略ホ定ル臣亦之ヲ然リトス然レトモ之ヲ発遣スルニ至テハ之カ緩急順序ヲ審ニセシムハアルヘカフス何ソナレハ彼レ昧頑固結若シ礼ヲ我レノ朝使ニ加ヘサレハ我乃之応スルノ処置ナカル可カラス我之ニ応スルノ処置ナクハ是我カ国権ヲ損スルナリ而シテ彼已ニ端緒ヲ躐ス故ニ使ヲ発スルノ日乃戦ヲ決スルノ日ナリ是即軍国ノ大事宜ク熱ク慮リ探ク謀ラスンハアルヘカラス。国政ノ整備ヲ務メ民力ノ富贍ヲ謀リ文明進歩ノ道ヲ尽スニ非ンハ之ヲ著ス事能ハス今我国文明ニ進歩セントスルノ名アツテ富強ノ実未タ備ラス之ヲシテ完備ニ至ラシムル又功ヲ且暮ニ

<sup>14</sup> 岩倉具視「天皇への意見書」明治6年10月

期スヘキニ非ス。西郷参議独り速ニ使ヲ遣ル事ヲ主張ス大久保参議大隈参議大木参議ヲ除クノ外議論稍動キ其事決セス 十五日又其事ヲ議ス大久保大隈大木等三名前議ヲ執テ動カス衆参議反テ西郷ノ論ニ同意スルヲ以テ太政大臣モ遂ニ其議ニ決ス於是具視カ説全ク行ハレス或ハ国事ヲ誤ラン事ヲ憂ヒ病ニ依テ朝セス」<sup>15</sup>

明治10年代の政府最大のブレーンは井上毅であった。井上毅は最も朝鮮侵攻に消極的であった。井上毅は「朝鮮政略意見案」(1882年)において日本・清国・アメリカ・イギリス・ドイツの五カ国が共同で朝鮮の独立・中立を担保し、五カ国が共同で朝鮮の独立・中立を図ろうという以下のような意見書を壬午軍乱後に提出した。

「朝鮮ノ事ハ略東洋交際政略ノ一大問題トナリテニ三大国ノ間ニ或ハ此国ノ為ニ戦争ヲ開クケベシ ボアサナード氏日韓清三国同盟ノ説アル所以ニシテ東洋ノ為ニ数年ノ後ヲ顧ミル者ハ必ラズ此意ヲ抱カザル者ナカルベシ 惜哉朝鮮ノ実地目撃スルニ迎モ同盟合カスベキノ国ニアラズ又支那モ亦與ニ謀ル足ラズ故ニ三国同盟ノ説ハ一ノ夢想タルニ過ギザルナリ然シナガラ此ニ他ノ一策アリ如左 一日清米独ノ五国互ニ相ヒ会同シテ朝鮮ノ事ヲ議シ朝鮮ヲ以テ一ノ中立国トナシ即チ白耳義瑞西ノ例ニ依リ他ヲ干サズ又他ヨリ干サレザルノ国トナシ五国共ニ之ヲ保護ス 一五国中モシ此約ヲ破ル者アレバ他ノ国々ヨリ罪ヲ問フベシ 一若シ五国ノ外ノ国ヨリ朝鮮ヲ侵略スルコトアルトキ五国ハ同盟シテ之ヲ防禦スベシ 一清ハ朝鮮ニ対シ上国タリ朝鮮ハ清ニ対シ貢国タリト雖モ属国ノ関繋アルコトナク朝鮮ハ一ノ独立国タルコトヲ妨ザルベシ而シテ清国ハ他ノ四国ト共ニ保護国タルヲ以テ四国ノ協同ヲ得ズシテ独リ朝鮮ノ内政ニ干渉スルコトナカルベシ 此策若シ果シテ行ナハレナバ東洋ノ政略ニ於テ稍安全ノ道ヲ得ル者トス独リ我国ノ利益ノミナラズ朝鮮ノ為ニハ永久中立ノ位地ヲ得且ツ支那ノ霸權ヲ脱シ又支那ノ為メニハ其朝貢国ノ名義ヲ全クシテ而シテ靈名実力相ヒ掩ハザルノ患ナオルベシ」<sup>16</sup>

この井上の意見書の他にも、日清英独による朝鮮中立国条約構想を示した山県有朋首相の「外交政略論」(1890年)があるが両者の意見書には8年の時間差あり、また軍事的侵攻を念頭においた山県と井上の政策提言との間には同じ朝

<sup>15</sup> 同上書

<sup>16</sup> 井上毅「朝鮮政略」明治15年

鮮中立論にも大きな差があった。朝鮮の支配層には、宗主国である清国に依頼しようとする勢力と親日派の対立があり、日本はそれを利用した。

現実政治において日本政府は表向きは朝鮮中立論を発言したとしても朝鮮支配を念頭に、1875年(明治8)の江華島事件、1882年(明治15)の壬午軍乱、1884年(明治17)の甲申事変と次第に正規軍派遣を本格化させた。

#### 4. 民権派諸紙にみる富国強兵論

従来の自由民権運動の研究によると、中江兆民をはじめとする民権派は反国権派であり軍勢力強化を図る政府国権派に反対したかのような主張が通説になっている。<sup>17</sup>

日本の新聞は欧米より数百年遅れて明治3年には日本で最初の日刊紙である『横浜毎日新聞』が創刊され、明治5年には『東京日日新聞』や『郵便報知新聞』が刊行された。その後日本の新聞は、政党の誕生とともに明治初期には機関紙となった時期があった。自由党系の新聞は『自由新聞』『朝野新聞』であり、改進黨系の新聞は『郵便報知新聞』『東京横浜毎日新聞』となった。帝政党系は『東京日日新聞』である。民権派は民権とともに国権を主張したが民権派内においても民権の主張に差異があると同様に、国権論や富国強兵論の主張にも諸説があった。以下民権派となる三紙、『自由新聞』『朝野新聞』『郵便報知新聞』上において主張された富国強兵論の議論をみよう。

新聞諸紙が富国強兵論を論ずるようになるのは西南戦争後国家が統一され、朝鮮半島が議論的となった時期からである。征韓論争が政府分裂の契機となったが、西南戦争までの日本は内乱状態にあり、対外戦争に関する新聞諸紙の議論は西南戦争以後活発となった。

明治5年前嶋密らによって創刊された『郵便報知新聞』は立憲改進黨結成以後しばらく同党系の政論新聞となるが、明治10年代には富国強兵論についてはっきりした論陣を張った。

---

<sup>17</sup> 松永昌三『中江兆民評伝』岩波書店 平成5年5月、田中彰『小国主義－日本の近代を読みなおす』岩波書店 平成11年4月

『郵便報知新聞』は明治12年4月9日10日「富国強兵論」1月13日「朝鮮論」1月28日「朝鮮事件ノ結局如何」などにおいて対朝鮮半島への対外強硬論を展開している。この時期において江華島条約違反を行った朝鮮の条約違反に反論する世論形成に同紙は貢献した。朝鮮は、江華島条約において日朝間の貿易は無関税にするという通告を破り一方的に関税を徴収していた。日朝間の格差が大きかったこの時期において、無関税にするという通告は朝鮮側にとって著しく不利なものであった。同条約では関税自主権の朝鮮は喪失していたが、これを一方的に破棄した事を非難する社説「我国力ノ軽重ヲ計リテ其政策ヲ左右スルカ如キ挙動ヲ制止スルノ策」<sup>18</sup>を掲載した。この時期の同紙が注目される点は、日朝間の関係悪化は明らかであるからむしろ朝鮮側から挑発行為をさせておいて、それを口実に日本側が攻勢をかけよと提言していることである。

『郵便報知新聞』は同じ時期、明治12年4月9日から10日にかけて「強兵富国論」と題する社説において「富国ノ本ハ強兵ニ在リ」として富国より強兵を優先すべしと述べた。同紙では「富国強兵トハ一種流行ノ熟語ニシテ苟モ国事ヲ談スルモノ、必ス口吻ニ上ル事免レザル所ナリ」<sup>19</sup> 富国のあと強兵という人がいる、また熟語として意味を考えない人もいる、しかし「兵強カラザレバ国富マザルナリ（中略）富国ノ本ハ強兵ニ在リ」と述べた、このような明確な解釈は富国強兵の一つの解釈として注目される処である。

同紙は壬午事変後明治16年12月20日から24日の「陸海軍拡張ノ議」とする社説において「今夫レ軍備拡張ノ要ハ外邦ニ対シテ国威ヲ張ルニアリ、我兵備ノ拡張ハ朝鮮ニ競ハントスルニアラズ、支那ニ競フニ止マラズ、方今宇内ノ強國ト称スル文明諸邦ト競フニアルベキヲ信ゼリ」<sup>20</sup> 日本の軍拡はアジア諸国と競うのではなく西洋列強と競うのであると述べた。

自由党系と目されていた『朝野新聞』においても富国強兵は盛んに社説として取り上げられたテーマであった。明治15年4月7日には「富強の策如何」と

<sup>18</sup> 「強兵富国論」『郵便報知新聞』明治12年4月9日、「富国強兵論」同紙12年4月9日10日「朝鮮論」1月13日

<sup>19</sup> 「強兵富国論」『郵便報知新聞』明治12年4月9日10日

<sup>20</sup> 陸海軍拡張ノ議」『郵便報知新聞』明治16年12月20日～24日



する社説において「富国強兵とは世人ノ均シク称道スル所ナリ（中略）富国ハ強兵ノ本タル明カナリ、而シテ国ヲ富マスニモ亦自カラ先後ノ次序有リ 其進路ヲ妨グルモノ 干涉政略 官府一私人ニ属スル事業アリ」<sup>21</sup>と述べている。同紙は『郵便報知新聞』とは逆に、「富国ハ強兵ノ本」であるとした。しかし富国策たる、「商工業発展や農務改良」の富国策以前の問題として「政治の改良が先」であるとして藩閥政府批判を展開している。

『朝野新聞』も壬午事変後において国権を鼓舞する論調が強くなる。即ち『朝野新聞』において、壬午事変を以下のように論評した。「国権ヲ毀傷シタルモノナリ（中略）我東洋政略ニ於テハ其朝鮮国ヲシテ何レノ邦国ニモ羈屬セシメズ其独立ヲ雞林半島ニ全ウセシメ以テ我が唇齒トナスニアリ此ノ目的ヲ達スルニハ務メテ彼レノ開化ヲ誘導シ外交ヲ助成」<sup>22</sup>、朝鮮政府は日本の国権を損傷したが、日本の戦略は朝鮮半島の開化を助成し中立促す外交戦略を提言した。同紙は横浜毎日新聞が社説で壬午事変に対して朝鮮側から賠償金を求めずとした事を次のように批判している。「蓋シ東横毎日新聞記者ハ最初ヨリ開戦ノ用意ヲ為シテ嚴重ノ談判ヲ朝鮮ニ開クヲ欲セザル者ナリ 朝鮮政府ニ向フテ償金ヲ要求スルヲ欲セザル者ナリ」<sup>23</sup> 壬午事変の裏には大院君がおり朝鮮政府の意図しない暴徒ではなかった。その結果、賠償金、損害賠償、公使館護衛をはじめ8箇条の要求を政府は行った。

『自由新聞』は自由党が機関紙を発行しないために自由党有志が、明治14年3月東京で創刊した新聞である。西園寺公望や中江兆民が創刊に加わった。同紙の朝鮮政略論を見よう。『自由新聞』は明治15年8月1日に「朝鮮ノ変報」なる記事を掲載した。「明治6年ノ頃我社長板垣が内閣ニアリシ時亦朝鮮ノ開港ニ於テ居留人護衛ノ為ニ一隊ヲ置クベキ事ヲ主張」し、「斥和主義者ガ終ニ如何ナル挙動ニ出ツル」ことも政府は顧慮しなかった。「彼国政府ノ我々ニ対スルノ無礼ヲ咎ムベカラズト雖モ果シテ電報ノ云フ所ノ如クナルトキハ平和ノ手段ヲ用ユベカラザルニ至リタルガ如シ」<sup>24</sup>

<sup>21</sup> 「富強の策如何」『朝野新聞』明治15年4月7日

<sup>22</sup> 「三論朝鮮事変」『朝野新聞』明治15年8月13日

<sup>23</sup> 「論朝鮮政略弁毎日新聞記者惑」『朝野新聞』明治15年8月13日14日

<sup>24</sup> 「朝鮮ノ変報」『自由新聞』明治15年8月1日

同紙は明治15年8月2日に奥宮健之名で「征韓論」という社説を掲載した。「明治7年前ノ征韓論ヲシテ仮ニ実行セシメタランニハ或ハ今日ノ如ク敢テ又タ数度ノ無礼ヲ加ヘ我國威ヲ辱ムルガ如キ不詳ノ日ヲ見ザルベシ且ツヤ忠臣愛國ノ志士ヲシテ徒ラニ国賊乱臣ノ汚名ヲ負ハシムルニ不幸ニモ至ラザルベキナリ」<sup>25</sup> 征韓論を実施していたならば朝鮮の壬午軍乱はなかったであろう、と述べた。

明治15年8月2日には「朝鮮ニ対スル政略ヲ論ズ」として平和を主眼となすが、政府の要求が入れられない場合は「開戦セザルベカラザル」<sup>26</sup> と述べた。

以上のように『自由新聞』の論調は決して平和主義や理想主義ではなく外交政策に関しては対外強硬論を基調としていた。そして征韓論争の対朝鮮派兵が妥当であったと、10年を経過したこのときに到っても述べている。

このような時期に以下の中江兆民の筆になる「論外交」が掲載された。同論説はこの時期の民権派を代表する論説といわれて高く評価する研究者が多く、しばしば引用されてきた。しかし、兆民は決して平和主義や小国主義、富国強兵に反対して同論説を書いていたのではない。古典に長じた兆民は富国強兵の中国古典に依拠して徳や仁から富国強兵を論じているだけであり、幕末からの日本の富国強兵論に欠落していた部分を補ったにすぎないのである。兆民はあくまで具体的外交においては征韓論を貫き、対アジア強硬論者であったことは彼の行動を見れば明らかにであり、それは『自由新聞』の他の論調の枠内にある。

「論外交」 「古今為政者動モスレハ輒チ云フ富国強兵ト夫レ富国ハ吾等モ亦其極テ嘉ミス可キヲ知ルナリ貨物皇阜ニシテ人民雍熙ノ樂ニ游泳スルトキハ天下ノ事コレヨリ望マシキハ莫シ若シ夫レ強兵ハ吾等其何故ニ冀フ可キカヲ知ラザルナリ何ゾヤ兵ナル者ハ老蘇ノ所謂不仁ノ器ナリ夫レ不仁ノ器ヲ提ゲテ以テ不仁ノ事ヲ行フコト是レ正サニ兵ヲ強クスルノ目的ニ非ズ（中略）夫レ国ノ為メニ兵ヲ強クスルコトハ道德ニ依リテ之ヲ言フモ経済ノ上ヨリシテ之ヲ論ズルモ決シテ冀望ス可キ事ニ非ズシテ唯万已ムコトヲ得ザルガ為メタルコトハ昭々トシテ明白ナリ然リ而シテ方今歐洲諸国ノ文明開化ニシテ法日ノ諸国未ダ兵額ヲ減ズルコトヲ得ズシテ反リテ日日益々之ヲ増加スル者ハ其故何ゾヤ彼レ強兵ヲ以テ果シテ冀望ス可シト為ス耶曰ク然ズ彼レ唯隣国交際

<sup>25</sup> 奥宮健之「征韓論」『自由新聞』明治15年8月2日

<sup>26</sup> 「朝鮮ニ対スル政略ヲ論ズ」『自由新聞』明治15年8月2日

ノ間ニ於テ未ダ道ヲ得ズ故ニ自ラ此已ムヲ得ザルノ形勢ヲ養成シテ以テ今日ノ禍ヲ致セリ以下請フ隣国交際ノ道ヲ論ゼン（中略）富国強兵ト二者ハ天下ノ最モ相容レザルモノニシテ専ラ經濟ヲ重ズルトキハ多ク兵ヲ蓄フルヲ得ズ専ラ武ヲ崇ブトキハ多ク貨財ヲ殖スルヲ得ズ」<sup>27</sup>

兆民は富国と強兵が相対立概念であると言っているに過ぎない。この後兆民は三大事件建白運動の建白書において、後藤象二郎の名で提出した建白書では、壬午甲申事変における政府の外交は国権を損なつたと批判している。派兵せずあえて静観した政府の平和外交を最も批判したのは兆民などの民権派であった。政府内部においてもこの時期において派兵論があつたことを山県は後年に明らかにした（山県有朋「軍事意見書」明治21年1月）

植木枝盛も、兆民と同様に、三大事件建白運動の建白書においてこの時期の政府の平和外交を外交失策として批判した一人であった。また明治20年の新聞論説において、甲申事変における政府の外交を平和外交、「平和主義」<sup>28</sup>として批判した。

『自由新聞』や『朝野新聞』の論調は日本の富国強兵と日本のアジアへの班図拡大は、一人日本民族のためのみならず、アジアの人類史上の善であるというスタンスであった。そのことは征韓論派やそれに反対した藩閥政府派にも共通する認識であり、『自由新聞』の社説における中江兆民の主張も決して平和主義や小国主義の哲学からでた議論ではない。「論外交」は漢籍に長じた兆民が仁、徳から軍事力を論じたものであり、富国が強兵より優先するとか強兵が先であるといった当時の不毛な議論から超越した自身の立場を語ったのが『自由新聞』紙上の「論外交」であった。

このような民権派紙誌の富国強兵の論調に対して、独自の活動を展開した福沢諭吉は、富国が強兵の基礎であり「先づ国を富まして然る後に兵を強くするの策に及ぶ可」<sup>29</sup>「富国」が「強兵」にも「民権」にも優先する<sup>30</sup>と述べた。

<sup>27</sup> 中江兆民「論外交」『自由新聞』明治15年8月12日

<sup>28</sup> 植木枝盛「鷄林の異報」『土陽新聞』明治20年11月8～10日

<sup>29</sup> 富田正文編『福沢諭吉選集』第7巻 岩波書店 50頁

<sup>30</sup> 福沢諭吉『通俗国権論』明治11年9月

福沢の主張は『郵便報知新聞』の対極にあり、『朝野新聞』の論調に近かった。坂野潤治氏は福沢の主張が明治11年度予算に関する陸軍の増額申請書にも影響を与え軍部の頭脳にさへも浸透していたと述べている。<sup>31</sup>

## 5. 議会開設後の富国強兵論

開設後の帝国議会において政府は強く富国強兵というスローガンを掲げ、民党はこれに対して民力休養をスローガンに掲げた。しかるに維新後それまでの民権派は対外強硬策と地租軽減要求を掲げており、むしろ政府の弱腰外交を最も批判したのは民党自体であった。

議会開設に先立って枢密院における憲法草案の審議の冒頭、伊藤博文議長から以下の説明があった。

「我國ニ在テハ宗教ナル者其力微弱ニシテ、一モ國家ノ機軸タルヘキモノナシ。佛教ハ一タヒ隆盛ノ勢ヲ張り、上下ノ人心ヲ繫キタルモ、今日ニ至テハ已ニ衰替ニ傾キタリ。神道ハ祖宗ノ遺訓ニ基キ之ヲ祖述スト雖、宗教トシテ人心ヲ歸向セシムルノ力ニ乏シ。我國ニ在テ機軸トスヘキハ、獨リ皇室アルノミ。是ヲ以テ此憲法草案ニ於テハ專ラ意ヲ此點ニ用ヒ、君憲ヲ尊重シテ成ルヘク之ヲ束縛セサラン事ヲ勉メリ（中略）此草案ニ於テハ、君權ヲ機軸トシ、偏ニ之ヲ毀損セサランコトヲ期シ、敢テ彼ノ歐洲ノ主權分割ノ精神ニ據ラス。固ヨリ歐洲數國ノ制度ニ於テ君權民權共同スルト其揆ヲ異ニセリ。是レ起案ノ大綱トス」

伊藤博文の憲法の精神に関する意見はこれ以降、富国強兵や教育の基本的理念となった。その特徴は、欧州諸国が道徳的機軸として宗教を持つのに対し、我が国ではその力が弱いために皇室に機軸を求め、教育を通じて徹底された。

初期議会において富国強兵対民力休養という政策対立の中で、民党が政費の節減により地租軽減・地価修正要求を行う一方で、政府は節減を認めず、軍備拡張を主張したためこれが対立軸と言われた。増税と海軍の建艦計画をめぐる、議会で多数を占める民党と政府の対立が激化した。

---

<sup>31</sup> 坂野潤治『松方財政と殖産興業政策』国際連合大学 昭和58年

1890年(明治23)の議会開設、日本国内では、自由党と改進黨が中心になって民党勢力を形成し、民力休養・政費節減を掲げて藩閥政府を攻撃。海軍増強の中心である建艦予算が、議会で削減された。1892年(明治25)8月の第2次伊藤博文内閣は、建艦予算実現を重要課題。民党側の激しい攻撃に対抗するために元勳内閣として組織され、自由党が第4議会伊藤内閣に接近し、建艦予算は1893年(明治26)の詔勅で実現した。

ただし、国民への負担を減らし民力休養させるべきか、軍事費増強かという民権派、政府派の議論ほど、富国と強兵とは対立した概念かということそう単純ではない。また経済理論上も対立するののかということこれも実証されているわけではない。

これ以降民党と藩閥派といわれた勢力の対立はやや複雑な経過を経る。伊藤系藩閥勢力と政党自由党との接近、貴族院・与党・官僚山県閥の「超然主義」派の結成、国民協会急進派の結成と彼らと東洋自由党などが連合した勢力が貴族院、マスコミ代表を加えた対外硬派が超然主義に同調するなど、民党対藩閥は党利党略の争いとなった。日清開戦前後は後の挙国一致内閣に近い政治的決着がついており、軍部も対清戦争を前提に一応の編成・装備を整えた。

そのような初期議会において富国強兵論に指導的役割を果たした人物は山県有朋であり、その見解を述べた文書が「軍事意見書」(明治21年1月)であった。

同意見書には「兵備ヲ完整スルヲ今日ノ最大急務」であり「兵備ノ不完全」である。山県は吉田松陰の思想を受け継ぎ、「国権伸揚シ我国利ヲ保護シ我国威ヲ海外ニ輝カシテ万邦ノ尊重ヲ受ケントセバ、兵力ヲ外ニシテ果シテ何ノ恃ム所カアル」のであり、ロシアが朝鮮への影響力を強化していると述べた。そして、甲申事変の際日本は国権を侵害されたにも拘わらず平和主義をとって派兵しなかった、当時政府内部では情勢によっては中国との宣戦する議論があったのである、と以下のように述べた。「回顧スレバ彼ノ京城事変ノ節ニモ我政府ハ平和ノ主義ヲ以テ其局ヲ結了セリト雖モ」<sup>32</sup> 日支両国の紛議は終了してない、シベリア鉄道が竣工しロシアと英、シナ連合国の争いへ備えるべきで

<sup>32</sup> 山県有朋「軍事意見書」明治21年1月

ある。日本はベルギーのように中立を維持する事は困難であり富国強兵が緊要であることを訴えた。山県は、富国と強兵の不可分軍事費を賄うには増税以外にない富国（富民）と強兵の両立しがたい「強兵ト富国トヲシテ能ク駢行セシメ」富国強兵が国是であるかのごとく強調し、富国と強兵の両立が可能と述べた。

山県有朋意見書「外交政略論」

「国家独立自衛の道二つあり。一に日く主権線を守禦し他人の侵害を容れず、二に日く利益線を防護す自己の形勝を失はず。何をか主権線と謂ふ、疆土是なり。何をか利益線と謂ふ、隣国接触の勢我が主権線の安危と緊しく相関係するの区域是なり。凡国として主権線を有たざるはなく、又均しく其利益線を有たざるはなし。（中略）我邦利益線の焦点は実に朝鮮に在り。（中略）我邦の利害尤緊切なる者朝鮮国の中立是なり。明治八年の条約は各国に先立其独立を認めたり。爾來時に弛張ありと雖も亦線路を追はざるはなく、以て十八年に天津条約を成すに至れり。然るに朝鮮の独立は西伯利鉄道成るを告るの日と俱に薄氷の運に迫らんとす。朝鮮にして其独立を有つこと能はず、折げて安南緬甸の続とならば、東洋の上流は既に他人の占むる所となり、而して直接に其危険を受る者は日清両国とし、我が対馬諸島の主権線は頭上に刃を掛くるの勢を被らんとす」

以上の様に山県有朋は主権線と利益線という後の帝国陸軍の基本的な概念を明確にした。また朝鮮半島を中立化するという名目でこれを支配することが利益線の防衛でもある。中国から東南アジアに至る地域が列強の支配下に入れば日本の主権線は「頭上に刃を掛くる」のであり、進んで積極的な主権の防衛を訴えた。そのために必要なことは「第一兵備、第二教育是なり（中略）国の強弱は国民忠愛の風氣之が元質たらずんばあらず。国民父母の邦を愛恋し死を以て自守るの念なかりせば、公私の法律ありと雖も、国以て一日を自ら存すること能はざるべし」<sup>33</sup>と述べた。

山県の朝鮮中立論は明治15年に井上毅やボアソナードが述べた朝鮮中立論とは異質な次元の、軍と国家の権力を掌握した者による国家主義の理念があった。

<sup>33</sup> 山県有朋意見書「外交政略論」明治23年

## 6. 富国強兵と国民経済

明治政府は明治元年に、最初の政府紙幣である太政官札を発行した。次いで明治4年、新貨条例が制定された。金本位制を採用し1円を1米ドル、また旧藩政時代の1両とした。これによって円は藩政時代の貨幣との交換価値を有する通貨となるとともに国際的な通貨となった。政府は太政官札、民部省札、新紙幣などいろいろな名称で呼ばれた紙幣はいずれも不換紙幣であり、その価値は下落した。明治9年には兌換義務を廃止した国立銀行条例改正によって、国立銀行の銀行紙幣の発行が容易になり、通貨発行高が増えた。西南戦争紙幣が発行されて、貨幣流通量が増え貨幣価値が下がった。

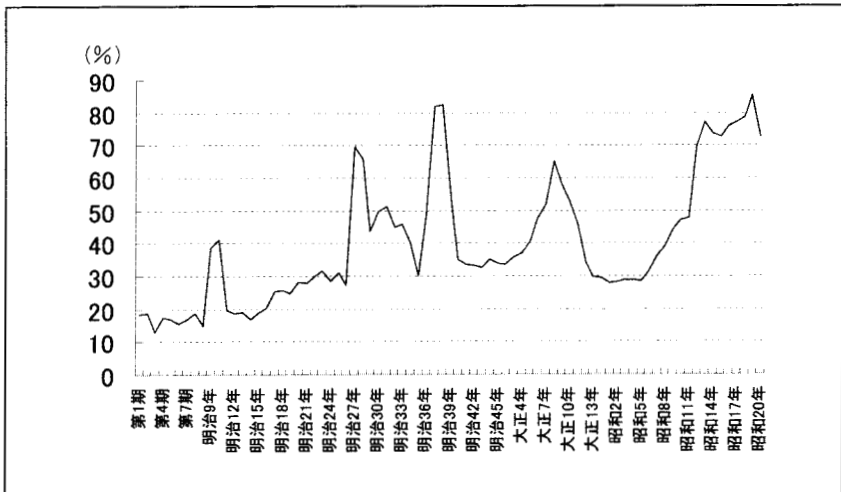
明治維新後政府は政策を遂行するため巨額の不換紙幣と国債を発行した。しかし、軍拡のための予算を増税や国債、紙幣発行によって獲得して日本経済が破綻したのかということと事実は逆である。松方財政期を除き政府の積極財政によって日本の産業資本の成長が促進された。軍事増強、特に大建艦予算による海軍力向上は日本の造船技術を世界的レベルに高めた。模範工場や旧藩政時代から続く国営事業民営化は新規企業を勃興させ、民間資本の蓄積に寄与した。政府の積極予算は日銀が開設されるまでは政府紙幣によって調達された。これはいずれも事実上の不換紙幣であり、政府の信用の上に成り立つ貨幣制度であった。明治政府はきわめて有効な貨幣政策を実施した。

政府紙幣発行のよる政府の財政投資が、文明開化のためのインフラ投資や軍隊創設のための軍近代化の推進などに向けられたが、西南戦争まではインフレを招かなかつた。そのことは明治6年大蔵卿に就任した大隈重信の積極財政による殖産興業政策の成果であった。大隈財政は間接税の増税によって財政確立をはかり、国立銀行を設立して通貨供給量を増加させた。その結果輸出が促進され、財閥、政商が育成された。しかし、明治10年の西南戦争による紙幣増発を契機として激しいインフレーションが起きた。また正貨が枯渇し、租税が減少して財政が危機に瀕した。この財政危機に対して紙幣整理と外債を財源とする案を提出したがその提案は否定され大隈は失脚失墜した。

代わって緊縮財政を主張する松方正義らによって、緊縮財政による紙幣整理と軍事費以外の歳出を緊縮して不換紙幣を処分するデフレ政策がとられた。しかし、壬午事変、甲申事変により、緊縮財政は修正され、以後軍事費は予算総額の20%以上となる。(図1)松方正義は、国立銀行条例を改正し、日本銀行以外の私立銀行を普通銀行とした。しかし後世に富国强兵の時代といわれた明治10年代までの時代は西南戦争期を除き、日本の近代史の中でも、もっとも低軍事費の時代であった。議会開設後日清戦争に至る時期に軍事費は急速に増加した。

政府は紙幣整理を急務とし、明治15年の「日本銀行条例」、明治17年の「兌換銀行券条例」などの関係法案の制定を急ぎ、日本銀行を発券銀行として、政府紙幣や国立銀行紙幣を回収する。不換政府紙幣の発行の大半は太政官札という不換政府紙幣であった。巨額の不換政府紙幣の造幣益を財源として、維新政府は公共投資や軍事力充実のための財政支出、政府融資、秩禄処分などを実施したが、図2に示すように日本の物価は西南戦争時までは安定しており幕末のインフレは沈静化していた。

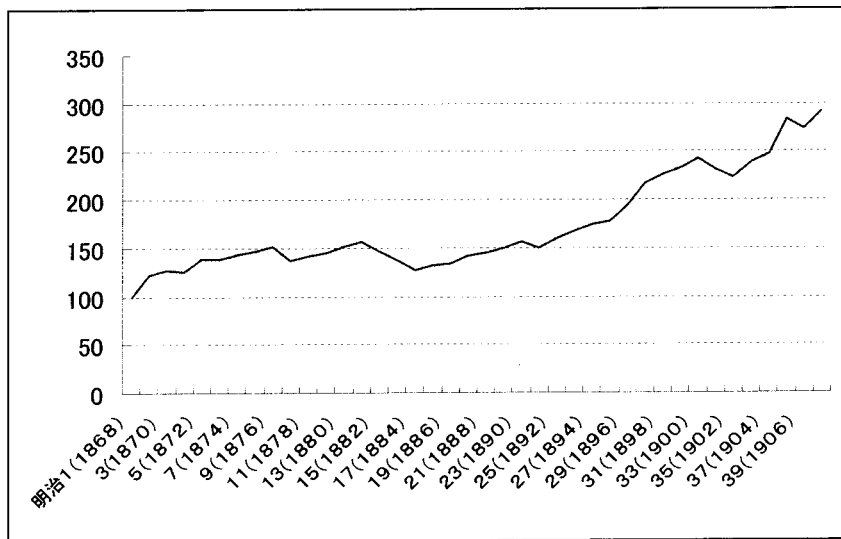
図1 日本の国家予算における軍事費割合



『日本経済統計総観』より作成

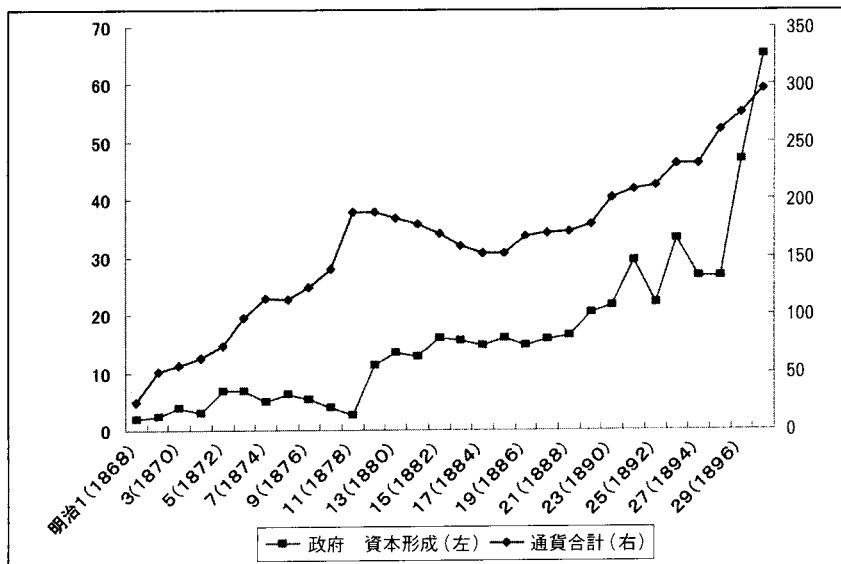


図2 日本の卸売物価指数 (1868年 = 100)



『日本経済統計総観』より作成

図3 政府資本形成と通貨合計 (百万円)



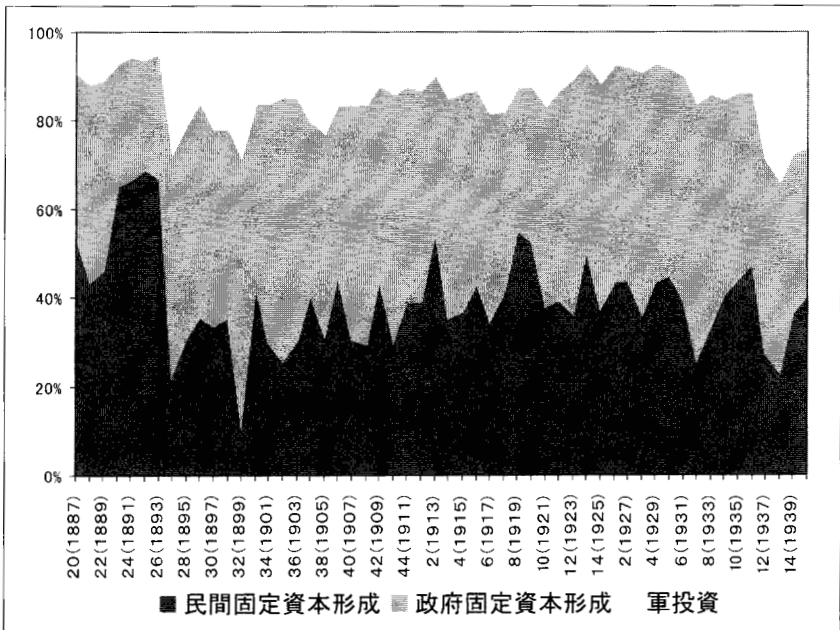
『日本経済統計総観』より作成

明治初期議会における民党と政府による民力休養論か富国強兵論かの対立の構図にみられるが如く、軍備増強は今日に至るまで、その国民経済において消極的評価しかなされてこなかった。しかし軍事費を含む政府の固定資本投資は内需拡大を生み国民経済を拡大させ、政府の投資は民間の蓄積を牽引した。松方財政の一時的デフレ期を除き明治初期の日本経済は通貨発行と軍事費を含む積極財政によって一貫して拡大し、国富の増加に寄与した。国民の賃金も軍事費や政府固定資本投資の増大に対応して漸増した。(図3.4.5)

明治20年代以降における日本の産業革命と一大起業ブームは、かかる明治政府の積極財政とインフラ整備によるところが大きく、それはプライマリーバランスの黒字化によってもたらされたものであった。(図6)

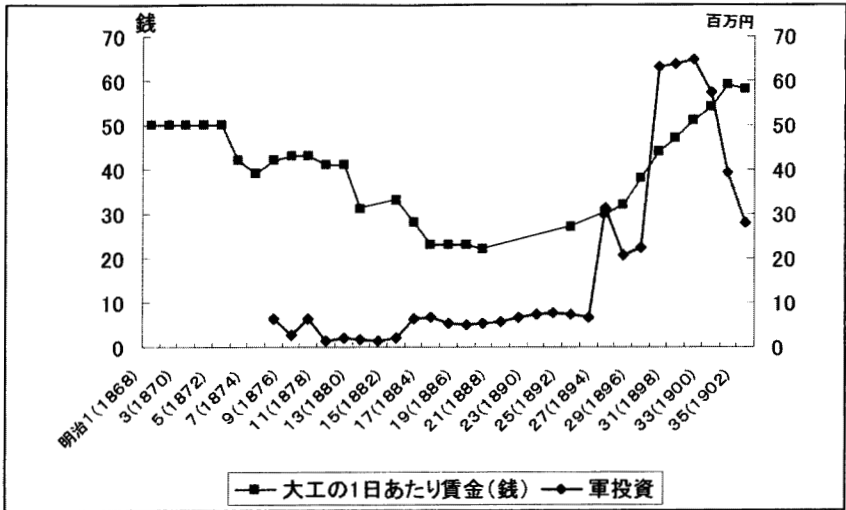
明治10年代はまさに明治の失われた10年であった。松方デフレ後における緊縮財政の結果国民所得は10年間低減した。この時期の軍拡は緊縮財政と矛盾し

図4 政府民間固定資本形成割合



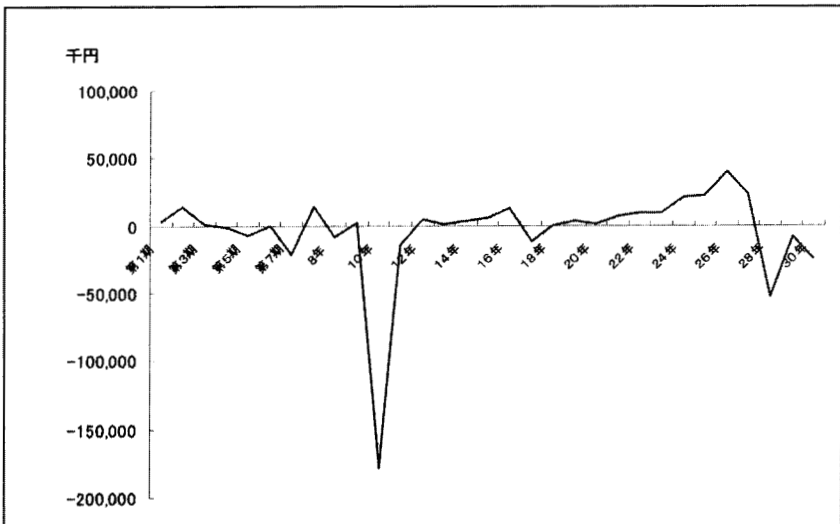
『日本経済統計総観』より作成

図5 日本の軍事投資とモデル賃金の推移



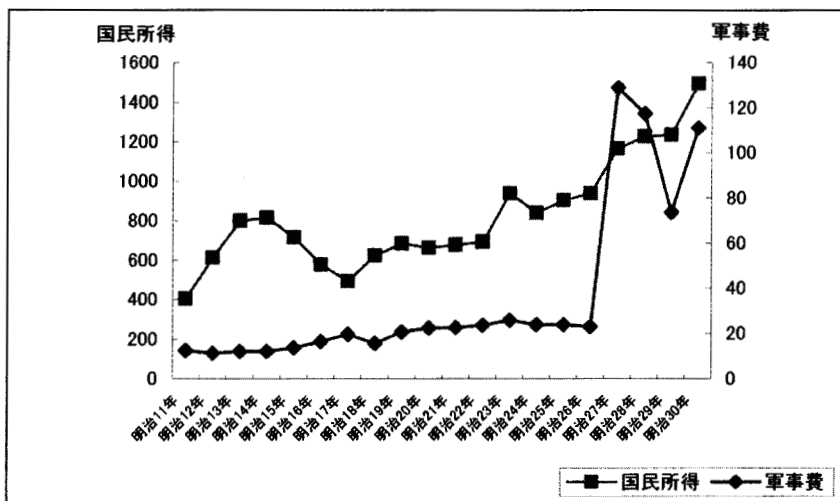
『日本経済統計総観』より作成

図6 明治初期のプライマリーバランス



『日本経済統計総観』より作成

図7 国民所得と軍事費（百万円）



『日本経済統計総観』より作成  
 相関係数=0.833824

その結果激化事件を招いた。しかし、議会開設以降の積極財政と企業勃興によって、政府の富国強兵策はやっと虚構から実体化する。議会開設直後から本格化する軍拡は国民所得の増加と平行であり、この間の軍事費と国民所得の相関係数は0.83であった。(図7)

議会内外の富国強兵策の議論や政治的建前としての民党のスローガンは、日清戦争勝利とともに雲散霧消して歴史の中に消え去った。

## おわりに

従来、征韓論をめぐる政府内部の対立を内治派＝殖産興業、外征派＝富国強兵として理解され、また政府が指向した富国強兵策自体は強兵策とみなされ、軍事費の増大は国民経済に負の影響のみを及ぼすと考えられた。しかし政治家である彼らの主張の半分は表向きの理由であり、背景にあるものは権力闘争であった。

東アジアの為政者はスローガンを掲げて統治する事を好む。富国強兵なるスローガンを政府指導部が本格的に掲げ、民力休養を掲げた民党と国論を二分するようになるのは帝国議会開設時以降であったが、富国強兵論自体に関して民党と藩閥政府には基本的な差異はなく、根底にある権力闘争から発した対立であった。

議会開設以前において対外強硬論、富国強兵論を主張したのは後に民党と呼ばれた勢力の側であり、彼らの多くはかつて征韓論を主張した。それまでの彼らは新聞紙誌において富国強兵論の論陣を張っていた。

明治10年代における中江兆民らの民権派の発言や明治20年代における民党の民力休養論の主張を平和主義や小国主義とする評価の誤りは明らかである。兆民らの主張に評価すべき点があるとすれば富国が先か強兵が先かという当時の不毛な議論に対して、これを中国の故事から富国強兵を批判的に論じ、為政者の仁、徳から軍事力を論じた事であり、民権派は征韓論以降、一貫して対外強硬派、則ち国権派であった。

富国が先か強兵が先か、あるいは両者は両立するか否かなどこの時期の論点は民権派、非民権派、政府派による諸説錯綜した議論が展開していたが、以後経済学からの実証的アプローチは今日に至るまでその蓄積はないに等しかった。

政府が富国強兵のスローガンで進めたものは軍事費を含む積極財政であった。これが有効需要を生み国民経済に波及した。しかし、明治維新政府がとった富国強兵策といわれた政策の中で、軍事費を含む積極財政が明治10年代の資本の蓄積と明治20年代の起業ブームを生み、その結果国民所得の増加という大きな波及効果を及ぼしたことは明らかである。